

桂川河川保全利用委員会 結果報告

日 時： 令和3年11月30日(火) 14時00分～16時00分
 場 所： 上流域流域センター

(淀川河川事務所 伏見出張所内)

参加者数： 委員5名、占用者8名、一般傍聴者3名
 河川管理者4名、事務局3名



委員会の様子

1. 議事内容および出席者

桂川河川保全利用委員会の議事内容および出席者は、以下に示すとおりであった。

議事内容

- 1) これまでの会議の報告
 - (1) 令和3年度 連絡調整会議の報告
 - (2) 令和3年度 占用者説明会の報告
- 2) 規約の改正について
- 3) 令和3年度審議対象案件の審議
- 4) 一般傍聴者からの意見聴取
- 5) その他



委員会の様子

出席者

	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	下村 泰史	京都芸術大学 芸術学部 通信教育部芸術教養学科 准教授	委員長	○
	岡 秀郎	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事	副委員長	○
	澤井 健二	摂南大学 名誉教授		○
	塚本 明正	子ども川の会 事務局長		○
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会 事務局長		○
行政委員	小西 基成	京都府府民環境部自然環境保全課 課長	×	
	片山 嘉徳	京都府教育庁指導部社会教育課 課長	×	

2. 現地視察

委員会開催に先立ち、下記の行程で現地を視察した。

現地視察先	占有者
No. 62 桂川緑地離宮前公園	京都市建設局 北部みどり管理事務所
No. 57 桂川緑地公園	京都市建設局 南部みどり管理事務所
No. 61 つつみそと 堤外児童公園	京都市建設局 南部みどり管理事務所
No. 54 久世川原公園	京都市建設局 南部みどり管理事務所
No. 64 久我橋東詰公園	京都市 市民スポーツ振興室
No. 51 大山崎町桂川河川敷公園	大山崎町 建設課都市計画係



No. 62 桂川緑地離宮前公園



No. 57 桂川緑地公園



No. 61 堤外児童公園



No. 54 久世川原公園



No. 64 久我橋東詰公園



No. 51 大山崎町桂川河川敷公園

3. これまでの委員会の報告

事務局より今年度実施した「連絡調整会議」、「占用者説明会」の内容について報告した。また、下村委員長より8月27日の連絡調整会議においては、「堤外民地」や「不法占用」も本来は当会議の取り扱い対象であったことが話題になった旨の報告があった。

4. 規約の改正について

- ・規約の改正案について、原案どおり了承された。

5. 占用地の個別審議

令和3年度審議対象の6件について審議した。委員会意見は次のとおりである（審議順）。

◆No.62 桂川緑地離宮前公園（京都市建設局 北部みどり管理事務所;ランクA）

- ・水辺のグリーンベルトが維持されておりよい事例である。刈り残しに関する引継ぎなどは占用者説明会などで紹介し、ほかの占用者の参考になるようにするとよい。
- ・現地に設置された環境学習看板は良い事例。これも説明会で周知し、ほかの占用者に参考にしてもらいたい。地域の市民環境グループとのコラボもよい。
- ・貴重な種が確認された場合など、地域の活動団体と情報を共有し、連携して保全に生かしていつてもらいたい。
- ・看板の設置方法は良い。興味を引く工夫がよい。季節ごとに新しい情報が得られる。さらに二次元バーコードで情報を参照できる。簡易な作りではあるが、鮮やかな色が保ててよい。努力が見られ、評価できる。
- ・草刈りの時期に留意されたい。外来種の種が散布される次期に刈り取りすると、かえって種子のバラマキにつながる。結実以前に刈り取るような前倒しができるるとよい。
- ・ランクAを継続、占用期間を3年とする。

◆No.57 桂川緑地公園（京都市建設局 南部みどり管理事務所;ランクA）

- ・刈り残し幅を伝えていくとき、数値を示すか、写真などでどのような状況が良好であるのかを確実に引き継がれるような形で伝えるようにするとよい。
- ・刈り残し足りないように感じる。もともとあるオギ原を無理に刈らずに残す部分、刈りこむ部分、強弱をつけて管理されるとよい。
- ・河川敷の植生保全の指針的なものをほかの事務所と共有しながら、建設局など上部組織などの関係部局などとも共有し、管理するような仕組みも検討されたい。
- ・どこをどのように残すのかをきちんと引き継がれたい。また、草刈り時期について、生物のライフサイクルなどを考慮した対応を（草刈りの発注時期など）検討されたい。
- ・スポーツ協会として、スポーツしやすい空間を管理していただいております。コロナ禍で屋外の活用需要がある。
- ・河川敷であることを前提に、河川の環境を保全しながら、川の自然を思いながらスポーツ利用してもらえようように、周知や草刈りの意味などを伝えていく努力ができるるとよい。
- ・ランクAを継続、占用期間を3年とする。

◆No.61 堤外児童公園（京都市建設局 南部みどり管理事務所;ランクC）

- ・前回指摘と同じだが、周辺の景観など良好な要素を再確認した。周辺の様々な要素を結ぶハブとしての機能も期待される。今後の創造的な管理に結び付けてほしい。
- ・河川環境に直接影響が少ないことや、良好な管理がなされていることを考慮し、今後は事務局からの報告のみとする案件としていきたい。
- ・ただし、事前に管理状況を写真などで委員に情報提供してほしい。
- ・ランクCを継続、占用期間は5年、今後は事務局からの報告のみの案件とする。

◆No.54 久世川原公園（京都市建設局 南部みどり管理事務所;ランクC）

- ・せっかく桂川に接して位置しているので、桂川を意識できるような工夫がほしい。川が望めるような展望施設などの仕掛けが公園内にできるとよい。この場所の「いわれ」などを説明する看板などがあってもよい。
- ・滑り台に上ると視界が開け、よい展望の視点場になるため生かしてもらえるとよい。
- ・河川環境に直接影響が少ないことや、良好な管理がなされていることを考慮し、今後は事務局からの報告のみとする案件としていきたい。
- ・ランクCを継続、占用期間は5年、今後は事務局からの報告のみの案件とする。

◆No.64 久我橋東詰公園（京都市 市民スポーツ振興室;ランクA）

- ・水鳥のほか草地性の鳥類も利用すると思われる。自然環境学習に資する看板設置等の対応が望ましい。その際、NPOなど環境活動団体等との連携がのぞましい。
⇒ 看板は出水で破損したため撤去している。
- ・治水と水辺の利用について考えていきたい。子供たちが自然に触れ合って遊べるような場を提供して欲しい。
- ・スポーツ施設として、見事な施設管理をされている。川を見に来るひとたちより、スポーツ利用者が多い場所である。スポーツ利用者に対し、環境について啓発していくための取り組みを検討されたい。
- ・管理密度の低い草地が多く残されていて、魅力的な部分もある。このような場を生かして管理して欲しい。
- ・ランクAを継続。占用期間を3年とする。

◆No.51 大山崎町桂川河川敷公園（大山崎町 建設課都市計画係;ランクA）

- ・ヒメボタルの生息地は私有地内の竹林ということもあり、あまり知られていない可能性がある。周知する工夫をして環境学習の場としてうまく利用されたい。
- ・子どもが安全に遊べるとよい。危険性を理解しながら水辺で遊ぶ取り組みも大事。
- ・都市環境と調和した貴重なスペースとなっている。占用地の周辺に魅力の高い場所が多く、これらを上手に活用していくように工夫されたい。町の魅力として発信していくことも重要。
- ・自然共生型のレクリエーションが展開できる魅力的な場となっている。野球場の管理も適切に行われている。コロナ対策の看板も設置されていた。ここにきて「自然を感じた、知った」と思える良い場所であった。
- ・山と川に挟まれた、自然に囲まれている感が高い良い場所に感じた。周囲の環境要素のハブとなる場所。
- ・民間に委託による運営管理に移行する可能性も考えられる施設内容と立地である。現在ある自然環境の価値・意味を前提として管理にあたってもらいたい。
- ・魚道等、隣接する環境資源については、その利用可能性等について管理者間で協議してほしい。
- ・ランクAの継続、占用期間を3年とする。

6. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・桂川河川敷公園近辺には渡し船の跡もある。活用していけるとよい。三川合流部全体を盛り上げていけるとよい。

以 上